

- 三石委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
 本日は、議案の付託等について御協議願うため、お集まりいただいた。
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。
- 1. 議案の付託**
- 三石委員長 初めに、資料1、議案の付託についてである。
 知事提出議案19件を、お手元にお配りしてある議案付託表のとおり、本日の質問終了後、所管の常任委員会に付託することにしたいが、御異議ないか。
- (異議なし)
- 三石委員長 それでは、さよう決する。
 なお、請願の提出はなかったもので、御報告する。
- 2. 南海トラフ地震等発生時における議会活動指針の改正について**
- 三石委員長 次に、6ページの資料2、南海トラフ地震等発生時における議会活動指針の改正についてである。
 このことについて、事務局に説明をさせる。
- 林総務課長 資料2、6ページをごらん願う。緊急通行車両の事前届け出についてである。
 緊急通行車両の証明書等は、高速道路等の通行規制が行われた場合に発行されるもので、事前に発行されるものではない。ただ、公安委員会に緊急通行車両の事前の届け出を行っておくことにより、申請書類や審査が省略されるため、緊急通行車両の確認標章や確認証明書の交付に要する時間を短縮できるメリットがある。登録できる車両は、1人1台である。事前届出済証等の書類は近隣県を含めて有効で、例えば県外に出張されていて高知にお帰りになる場合、事前届出済証と身分証明書を見せれば県外の警察署などで緊急通行車両の標章と証明書の交付が受けられるはずであるとのことである。
 なお、南海トラフ地震等発生時における議会活動指針に緊急通行車両の事前届け出について規定する必要があるので、指針の一部改正が必要となる。「議長公用車並びに議員の個人所有車のうち、災害応急対策等のための非常参集や、災害に関する情報収集及び伝達等のための必要最小限の車両については、事前に高知県公安委員会に対して緊急通行車両の届出を行うことができるものとする。災害等の発生時には、警察署等にて「緊急通行車両確認標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受け諸活動を行うものとする。」と規定してはどうかと考えている。議員編と事務局編の双方を改正する必要があるので、御検討願う。なお、警察署等とは、警察署、警察本部及びインターチェンジの検問所で、災害対策支部の置かれる土木事務所ではない、また発行された標章や証明書については、交通規制が解除されると公安委員会に返却する必要があるので、御注意願う。
 この議会活動指針の改正の施行日は、議会運営委員会で御承認いただいた後、議長の決裁日とする。また、活動指針を改正の後、事務局で事前届出書等を取りまとめて、公安委員会に提出したいと考えている。
 私からの説明は以上である。
- 三石委員長 何か質問、御意見はないか。

(な し)

三石委員長 それでは、南海トラフ地震等発生時に速やかに議会活動が行えるよう、緊急通行車両の事前届け出を行うことで、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。
なお、先ほど事務局から説明があったが、このことに伴う南海トラフ地震等発生時における議会活動指針の改正については、議長に一任することで御了承願う。

(了 承)

3. その他

(1) 意見書・決議案の提出期限

三石委員長 次に、その他の件であるが、会派提出の意見書・決議案がある場合は、本日の本会議終了後、1時間以内に事務局に提出されるよう御協力願う。

(2) 夏の朝型勤務+（プラス）の取り組み

三石委員長 次に、11ページの資料3、夏の朝型勤務+（プラス）の取り組みについてである。このことについて、事務局に説明をさせる。林総務課長、説明願う。

林総務課長 11ページの資料3、議会事務局職員の夏期における朝型勤務+（プラス）の取り組みについてである。

朝型勤務とは、職員のワークライフバランスの実現に資するよう、始業時間を早め、勤務終了時間をその分早めるというものであり、一昨年から試行しているものである。本年度は、従来の朝型勤務に加えて、職員からの希望を取り入れ、遅型勤務を追加して、7月3日から9月15日まで実施の予定である。

議会事務局においても、昨年、一昨年と同様に業務に支障のない範囲で試行をしていこうとするものである。なお、昨年度3名の職員が試行を実施し、試行した職員からは、朝夕の出勤が楽であった、帰宅後の時間が有効に使えたなど、肯定的な意見をいただいている。

説明は以上である。

三石委員長 何か質問、御意見はないか。

(な し)

三石委員長 それでは、事務局報告のとおりで、御了承願う。

(了 承)

(3) 緊急地震速報対応訓練の実施

三石委員長 次に、12ページの資料4、緊急地震速報対応訓練の実施についてである。

このことについて、事務局に説明をさせる。林総務課長、説明願う。

林総務課長

7月5日に、緊急地震速報の全国的な訓練が実施されることにあわせて、県においても、職員などを対象とした緊急地震速報の対応訓練を実施する予定である。

資料4、12ページの緊急地震速報対応訓練計画書をごらん願う。

まず、今回の訓練の目的であるが、平成20年9月1日から、全国瞬時警報システム、J-ALERTによって、本庁舎や議会棟などの県庁舎で緊急地震速報の放送を開始しているが、緊急地震速報を有効に運用するために、緊急地震速報の受信を想定した訓練を実施するというものである。

訓練は、7月5日水曜日午前10時15分から実施する予定で、常任委員会の最終日と重なる。

訓練の流れについて、御説明する。

前日7月4日の午後4時ごろと、当日7月5日の午前9時45分に、訓練の事前周知の館内放送がある。当日7月5日は、10時15分に緊急地震速報の館内放送があり、10時16分には地震効果音が約100秒間流れる。当日の対応は、各委員会の判断となる。また、10時20分には全職員に対して、携帯電話への安否確認メールの一斉送信があるので、議員の皆様においても、メールの着信が確認できれば、携帯電話を操作して、返信いただくように御協力願う。これで、訓練は終了となる。

南海トラフ地震に備えるための訓練であるので、御参加いただくように重ねてお願いする。

三石委員長

何か質問、御意見はないか。

(なし)

三石委員長

それでは、事務局報告のとおりで、御了承願う。

(了承)

三石委員長

なお、事務局からも報告があったとおり、携帯電話メールによる安否確認の訓練もあるので、御協力願う。

(4) その他

三石委員長

ほかに、その他で何かないか。

(なし)

三石委員長

それでは、協議事項は以上である。

次回の議運は、特別の事情がなければ、7月3日月曜日午前9時から開催することとする。

協議事項は、意見書・決議案の送付先等についてである。

本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめぐとする。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。